

## 議会運営委員会次第

平成28年8月30日（火）

午前10時開議

第3・4委員会室

- 1 平成28年第3回定例会の運営について
  - (1) 会期の決定について
  - (2) 議案の取り扱いについて
    - ア 議案第57号から議案第73号
    - イ 議案第74号
    - ウ 議案第75号「流山市名誉市民の決定について」
  - (3) 議事日程について
  - (4) 流山市名誉市民の決定について
  - (5) 電子採決に関する留意事項について
  - (6) 決算審査特別委員会の設置について
  - (7) 追加議案について
  - (8) 一般質問通告書について
  - (9) 陳情について
  - (10) 意見書等の取り扱いについて
- 2 平成29年度議会費予算要望（議会運営委員会分）について
- 3 その他
  - (1) 議会視察の対応について
  - (2) その他
- 4 本日の決定事項について

平成28年流山市議会第3回定例会会期日程表(案)

別紙1

平成28年9月 日提出

月 日	曜日	内 容	月 日	曜日	内 容
9月 1日	木	本会議午後1時開議	14日	水	休 会 (市民経済常任委員会)
		1 会議録署名議員の指名	15日	木	休 会 (都市建設常任委員会)
		2 会期の決定	16日	金	休 会 (議案研究)
		3 議案第57号から議案第74号 報告第11号から報告第15号 (議案上程・提案理由説明及び報告)	17日	土	休 会 (議案研究)
			18日	日	
		4 議案第75号 (議案上程・提案理由説明・採決)	19日	月	休 会 (敬老の日)
			20日	火	休 会 (決算審査特別委員会)
		5 休会の件	21日	水	休 会 (決算審査特別委員会)
			22日	木	休 会 (秋分の日)
		2日	金	休 会 (議案研究)	23日
3日	土	休 会 (議案研究)	24日	土	休 会 (議案研究)
4日	日		25日	日	
5日	月	休 会 (議案研究)	26日	月	休 会 (議案研究)
6日	火	本会議午前10時開議	27日	火	休 会 (決算審査特別委員会)
		1 市政に関する一般質問	28日	水	休 会 (議案研究)
7日	水	本会議午前10時開議	29日	木	休 会 (総合調整)
		1 市政に関する一般質問	30日	金	休 会 (決算審査特別委員会)
8日	木	本会議午前10時開議	10月 1日	土	休 会 (総合調整)
		1 市政に関する一般質問			
9日	金	本会議午前10時開議	2日	日	休 会 (総合調整)
		1 市政に関する一般質問	3日	月	休 会 (総合調整)
		2 議案第57号から議案第73号 (質疑・委員会付託)	4日	火	本会議午後1時開議
		3 議案第74号 (質疑・特別委員会設置・委員会付託・委員の選任)			1 議案・陳情 (委員長報告・質疑・討論・採決)
4 陳情の件	2 議案 (委員長報告・質疑・討論・採決)				
5 休会の件	3 発議上程 (提案理由説明・質疑・討論・採決)				
10日	土	休 会 (議案研究)	4日	火	4 所管事務の継続調査の件
11日	日				
12日	月	休 会 (総務常任委員会)			
13日	火	休 会 (教育福祉常任委員会)			

## 平成 28 年流山市議会第 3 回定例会議案付託表

平成 28 年 9 月 日提出

付託委員会名	議案番号	件名
総務委員会	議案第 57 号	平成 28 年度流山市一般会計補正予算 (第 2 号)
	議案第 58 号	東葛中部地区総合開発事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
	議案第 59 号	工事請負契約の締結について (流山市立南流山小学校校舎増築工事 (建築工事))
	議案第 60 号	工事請負契約の締結について (流山市立南流山小学校校舎増築工事 (機械設備工事))
教育福祉委員会	議案第 61 号	平成 28 年度流山市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
	議案第 62 号	平成 28 年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
	議案第 63 号	平成 27 年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 64 号	平成 27 年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 65 号	流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
市民経済委員会	議案第 66 号	平成 28 年度流山市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
	議案第 67 号	平成 27 年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

付託委員会名	議案番号	件名
市民経済 委員会	議案第68号	流山市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について
都市建設 委員会	議案第69号	平成28年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
	議案第70号	平成28年度流山市下水道事業会計補正予算(第1号)
	議案第71号	平成27年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第72号	平成27年度流山市水道事業会計決算認定について
	議案第73号	平成27年度流山市下水道事業会計決算認定について

## 平成 2 8 年流山市議会第 3 回定例会議案付託表

平成 2 8 年 9 月 日提出

付託委員会名	議案番号	件 名
決 算 審 査 特 別 委 員 会	議案第 7 4 号	平成 2 7 年度流山市一般会計歳入歳出 決算認定について

## 平成28年流山市議会第3回定例会日程表（第1号）

平成28年9月1日  
午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第57号 平成28年度流山市一般会計補正予算（第2号）  
議案第58号 東葛中部地区総合開発事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について  
議案第59号 工事請負契約の締結について（流山市立南流山小学校校舎増築工事（建築工事））  
議案第60号 工事請負契約の締結について（流山市立南流山小学校校舎増築工事（機械設備工事））  
議案第61号 平成28年度流山市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第62号 平成28年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議案第63号 平成27年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第64号 平成27年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第65号 流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第66号 平成28年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第67号 平成27年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第68号 流山市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第69号 平成28年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

- 議案第70号 平成28年度流山市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第71号 平成27年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第72号 平成27年度流山市水道事業会計決算認定について
- 議案第73号 平成27年度流山市下水道事業会計決算認定について
- 議案第74号 平成27年度流山市一般会計歳入歳出決算認定について  
(議案上程・提案理由説明)
- 報告第11号 平成27年度健全化判断比率について
- 報告第12号 平成27年度資金不足比率について
- 報告第13号 専決処分の報告について
- 報告第14号 専決処分の報告について
- 報告第15号 専決処分の報告について  
(説明)
- 第4 議案第75号 流山市名誉市民の決定について  
(議案上程・提案理由説明・採決)
- 第5 休会の件

## 警察官の増員に関する意見書

流山市は首都圏に位置し、つくばエクスプレス開業とそれに伴う大規模な区画整理事業の進展により、人口減少時代にありながら人口増が続いており昨年の人口増加率は2.08%で県内1位となった。

本市をめぐる治安情勢については、近年は刑法犯認知件数こそ減少傾向を示しているものの、地域コミュニティが醸成過程にある人口急増地域の集合住宅への空き巣や忍び込み、自動車盗やオートバイ盗が急増している。また、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の人身安全関連事案は引き続き増加しており本年4月の人事異動では対応を強化するため、子ども女性安全対策課内に24時間体制の「初動対処班」を設置されたところであるが予断を許さない状況にある。

千葉県警察においては、平成13年度以降2,001人の警察官の増員を得たところであるが、一人当たりの負担は、人口、刑法犯認知件数、110番受理件数のいずれにおいても、全国で極めて重い状況が続いている。本市の位置する千葉県は我が国最大の国際空港である成田国際空港があり、その警備負担が重いという事情がある。市民が期待する警察活動の実現には、本市を所轄する流山警察署の警察官数をその人口増に見合ったものとすべきでありそれには千葉県警察官の増員が不可欠であると思慮するものである。

よって、国においては、行財政事情の厳しい折ではあるが、千葉県の事情に特段のご配慮を賜り、県勢発展の基盤である良好な治安を維持し、千葉県民ひいては流山市民共通の願いである安全で安心して暮らせる良好な社会を確立するため、千葉県警察官の大幅な増員がなされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
総務大臣	様
財務大臣	様
国家公安委員長	様
警察庁長官	様

千葉県流山市議会

## チーム学校推進法の早期制定を求める意見書

グローバル化や生産年齢人口の減少などの社会や経済の急速な変化、学校現場が抱える課題が複雑化・多様化する中、貧困問題への対応や保護者等からの要望への対応など、学校に求められる役割が拡大し、学校や教員だけでは解決できない課題が増大しています。それに伴い、教員の勤務実態に関する国内外の調査からも、我が国における教員の長時間勤務の実態が明らかになっており、待ったなしの改革が必要です。

教員が、総合的な指導を担う日本の学校の特徴を生かしつつ、複雑化・困難化する課題に対応できる「次世代の学校」を構築していく必要があることから、下記の項目について強く要望します。

## 記

- 1 教職員体制の整備充実を図るとともに、専門職員や専門スタッフ等が学校運営や教育活動に参画していく「チーム学校」の実現を図るため、チーム学校推進法を早期に成立をさせること。
- 2 教員が担うべき業務に専念し、子どもと向き合う時間を確保するため、学校や教員が携わってきた従来の業務を不断に見直し、教員の業務の適正化を促進すること。
- 3 部活動は、教員の負担軽減を図りつつ、部活動の指導を充実するため、休養日の設定を徹底した上で、地域のスポーツ指導者や引退したトップアスリート、退職教員、運動部や文化部所属の大学生等、地域の幅広い協力を得て行えるよう、環境整備を進めること。
- 4 教員の長時間労働という働き方を見直し、心身ともに健康を維持できる職場づくりを推進するため、国は定期的な実態調査の実施やメンタルヘルス対策の推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
文部科学大臣	様
総務大臣	様

千葉県流山市議会

## 返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書

現行の国の奨学金制度は、独立行政法人・日本学生支援機構を通じて学生に貸与し、その返済金を次世代の奨学金の原資とする形で運営されている。

この奨学金制度は、国立大学、私立大学とも授業料が高止まりしていることなどが背景となって、利用者は2016年度大学生らの約4割にあたる132万人と増加傾向にある一方、非正規雇用などによって卒業後の収入が安定せず、奨学金の返済に悩む人が少なくない。

そのような中、政府は6月2日に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、返済不要の「給付型奨学金」の創設を検討することを盛り込んだ。

現在、OECDに加盟する34か国のうち、給付型奨学金制度がないのは日本とアイスランドだけである。

よって政府においては、納税者である国民の理解も得つつ、学生が安心して勉学に励めるよう、返済不要の「給付型奨学金」の創設や無利子奨学金の拡充など具体的な経済支援策として、下記の事項について取り組むことを強く求める。

## 記

- 1 学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないように、奨学金や授業料減免などの支援を拡充するとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、2017年度を目途に給付型奨学金を創設すること。
- 2 希望するすべての学生等への無利子奨学金の貸与をめざし、「有利子から無利子へ」の流れを加速するとともに、無利子奨学金の残存適格者を直ちに解消すること。
- 3 低所得世帯については、学力基準を撤廃し無利子奨学金を受けられるようにすること。
- 4 返還月額が所得に連動する新所得連動返還型奨学金制度については、制度設計を着実に進め、既卒者への適用も推進すること。併せて、現下の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の金利を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
文部科学大臣	様

千葉県流山市議会

インターネット上のダフ屋行為を取り締まれるよう関係法規及び条例等の改正を  
求める意見書

「私たちは音楽の未来を奪うチケットの高額転売に反対します」と大きな文字で書かれた意見広告が、8月23日、朝日新聞、読売新聞の朝刊に掲載された。その内容として「コンサートのチケットを買い占めて不当に価格を釣り上げて転売する個人や業者が横行している現状に、私たちは強い危機感を持っています。これらの組織的・システムの買い占めるごく少数の人たちのために、チケットが本当に欲しい数多くのファンの手に入らないことに強い憤りを感じています。転売サイトで、入場できないチケットや偽造チケットが売られるなどして、犯罪の温床となっていることにも憂慮しています」としている。

この意見広告は、日本音楽制作者連盟、日本音楽事業者協会など4団体によるもので、サザンオールスターズ、嵐、ゆず、中島みゆきさんなど人気アーティスト116人、イベント24団体が、賛同として名を連ねている。

そもそも、コンサート等のチケット転売を取り締まる法令として、各都道府県が定める迷惑行為等防止条例がある。千葉県では、「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」第8条に入場券等の不当な売買行為（ダフ屋行為）の禁止がうたわれているが、あくまで不特定の者に対する転売目的の購入や売却を規制しているものの、価格については問題としていない。また、「公共の場所」とは条例上、物理的な場所を想定しているものの、インターネットオークションのようなインターネット上の取引の場での売買に対する規制が不十分といえる。

日本音楽業界では、ファンが適正価格で売買できるシステム作りなど独自の努力はするものの、インターネットオークションの広がりや、若年者であってもチケットの転売・購入が容易にできる環境があることから、業界独自の取り組みにも限界がある。

そこで、政府及び千葉県に対し、インターネット上のダフ屋行為を取り締まれるよう関係法規及び条例等の改正を行うことを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2016年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
法務大臣	様
千葉県知事	様

千葉県流山市議会

公的年金積立金の運用について、国民の不安を取り除くよう改善を求める意見書

国民がこつこつ支払っている国民年金や厚生年金の保険料のうち、まだ年金給付に使われていない部分が年金の積立金で、原則20歳以上の国民に年金加入を義務付けている日本では、公的年金の積立金は、すべての国民にとって文字通り「共通の財産」といえる。

ところが7月29日、公的年金を運用する年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）は、2015年度の運用損益が5兆3098億円の赤字に転落したと発表した。運用損益の資産別内訳をみると、国内株3兆4895億円の赤字、外国株3兆2451億円の赤字、外国債券が6600億円の赤字。国内債券は2兆94億円の黒字だった。

政府は、公的年金の自主運用が始まった2001年度以降で見ると、運用資産額は134兆7475億円の黒字となっていること等をもって、「短期的に判断すべきではない」としている。

しかし、国民が支払う年金保険料などを原資とする積立金を5兆円超も失ってしまったことは非常に許しがたく、老後の安心を保障する年金積立金を、より危険にさらすようなことは国民の願いに反する。また、積立金のなかで国内外株の運用比率は24%から50%へ倍増させる一方で、国内債券の比率は60%から35%へと引き下げたGPIFの運用方針を転換した政治判断も大幅な赤字を生み出した背景にあり、責任は逃れられない。

国民は、将来の年金給付への影響に対する不安を強めている。また多くの青年からは年金への信頼は大きく崩れている。そこで政府に対し、公的年金積立金は、「株投機」に使うのではなく、国民の年金受給権の安定的な保障と、信頼される年金制度の確立のために最優先に活用することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2016年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
厚生労働大臣	様

千葉県流山市議会

高齢者に耐え難い負担増をもたらす医療制度の改変は控えるよう求める意見書

社会保障審議会医療保険部会が7月14日に開かれ、75歳以上が加入する後期高齢者医療の窓口負担増や、70歳以上の高齢者に対する自己負担限度額（高額療養費制度）の引き上げに向けた議論をスタートさせた。

この計画は、安倍内閣の「経済・財政再生計画」を背景に、後期高齢者の窓口負担を1割から原則2割にし、高額療養費も「現役並み所得」とされる高齢者を中心に現役世代と同水準まで引き上げることを狙っている。

しかし、日本医師会は「75歳以上の人の年金収入はそれほど多くない。一気に負担を高くするのは反対だ」と強調し、全国市長会も、生活保護の受給世帯が増え続けていると述べ、「高齢者の所得格差は現実としてある。低所得者への配慮は十分、検討すべきだ」と表明されるなど、結論ありきでの議論は許されない。

75歳以上の年金収入は基礎年金の満額水準（約80万円）以下が約4割を占め、65歳以上の高齢者世帯では16.8%が「貯蓄がない」、4割以上が「貯蓄500万円未満」（厚生労働省「2013年国民生活基礎調査の概況」）となっている。さらなる負担増は、受診抑制をいっそうひどくし、生活破壊を招くのは必至である。

そこで、政府に対し、高齢者に耐え難い負担増を押し付ける医療制度の改変は控えるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2016年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
厚生労働大臣	様

千葉県流山市議会

## オバマ米大統領の「核先制不使用」宣言の検討を支持する決議

本市は、市政施行20周年となる昭和62年1月1日、「私たちは、平和と繁栄を市民憲章にうたい、『豊かで活力ある文化都市』流山の実現をめざしている。私たちの国は、世界でただひとつの被爆国として、広島・長崎のいたましさと被爆者の苦しみをすべての人びとに訴え、人類共通の願いである恒久平和を達成させなければならない。私たちは、日本国憲法の平和精神にのっとり、武力による紛争をなくし非核三原則をまもり、すべての核兵器をすてることを訴え、世界平和確立のため、ここに平和都市を宣言する。」と表明し、近年では市内小学生代表団の広島訪問、市民参加による折り鶴づくりなど平和施策に取り組んできた。

この宣言や施策の取り組みに基づけば、8月15日付ワシントン・ポストで、「オバマ政権幹部が核政策の見直しについて協議。核先制使用戦略を見直し、「核先制不使用」の宣言や、国連安保理での核実験禁止決議に向けた働きかけなどを検討している」「このほか、軍拡を招くと指摘されている、新型の核巡航ミサイルなどの核兵器近代化計画についても見直しを検討」という報道が事実ならば、本市にとって大いに歓迎すべきことである。

オバマ氏は大統領就任直後の2009年のプラハ演説で「核なき世界」を訴え、ノーベル平和賞を受賞している。また今年5月には現職の米大統領として初めて被爆地・広島を訪問し、「米国のように核を保有する国々は、恐怖の論理にとらわれず、核兵器なき世界を追求する勇気を持たなければならない」と訴えており、これらの行動からも「核先制不使用」の方針は政策的に合致している。さらに、8月16日に開かれた核軍縮の縮小・撤廃に向けた多国間交渉の前進をはかる国連作業部会では、核兵器禁止条約の交渉を2017年にスタートさせることについて100か国以上から支持されていることも明らかになっており、国際的な流れを後押しするものといえる。

本市の平和都市宣言の実現につながるオバマ米大統領の「核先制不使用」宣言の方針について、本市議会はこれを支持する。

以上、ここに決議する。

2016年 月 日